

Title	ジーボルト賞受賞記念講演 公法学における日独学術 交流の意義
Author(s)	高田, 篤
Citation	阪大法学. 2014, 63(6), p. 161-173
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/68002
rights	
Note	

### Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

### ジーボルト賞受賞記念講演

# 公法学における日独学術交流の意義

田

高

H

篤

心より感謝申し上げております。 本年六月一九日に、ベルリンのベルビュー宮殿庭園での式典において、ヨアヒム・ガウク連邦大統領より第三四 本日は、このように多くの皆様方にお越しいただき、ありがとうございます。大変ありがたいことであると、

はじめに

っております。大統領が授賞式に際して挙げられました主な受賞理由は、私がごくささやかに行って参りましたド 回フィリップ・フランツ・フォン・ジーボルト賞をいただきました。あまりにも畏れ多いことだと、今でもとまど

の皆様方があげられました研究上のご業績に比べれば、私のそれが取るに足らないものであることは明白です。し イツ公法学研究と、法学分野における日独学術交流などでした。しかしながら、法学分野におけるかつての受賞者

たがいまして、受賞の重点は日独学術交流にあることになります。そして、日独学術交流につきましても、私自身

(阪大法学) 63 (6-161) 1865 [2014.3]

今回の受賞は、私自身の業績というよりも、法学分野における日独学術交流が持つ価値を高く評価していただき、 常に同時代の大変に優れた同僚(Kollegen)との協働(Zusammenarbeit)としてなされたものです。したがって、

私が、ふさわしい「代表」であるとは思えませんが、たまたまそれを「代表」させていただいた、ということだと

は、偉大な先達が積み上げてこられた伝統に従い、それを現代的な仕方で続けているだけであり、また、それは、

考えております。

に考えてみたいと思います。 そこで、本日は、何故、日独法学交流にそのような大きな意義があるのかについて、特に公法学を例に、

# 二 「意欲された」日独公法学交流

もの、として、ドイツ法の特徴を説明されます。上山先生は、私が研究者の道に進む決心をした際、最も大きな影 安敏先生は、「人間集団としての法律家社会グループ」に着目され、法社会史の観点から、「法学」に刻印付られた いては、ドイツにおける法に関する「知」(Wissen)のあり方に原因を求めることも可能でしょう。例えば、上山 日本におけるドイツ法への関心は、近代化の当初から非常に大きいものでした。ドイツ法の大きな影響力につ

響を与えてくださった先生のお一人です。

ず、大学文化の型を採った。そのことが、逆に、大学内で学問間の相互交流を可能にし、法学に対し、時代の思想 よってそれぞれ担われたことによって、判例法を生み出すギルド化した法律家階層の発展が妨げられた。 神学や哲学等が大きな影響を与えた。また、強大な中世中央権力が存在せず、近代化がラントの強力な領邦国家に 上山先生によると、ヨーロッパにおける近代化の後進国だったドイツでは、知識社会が市民社会の中に形成され

(阪大法学) 63 (6-162) 1866 [2014.3]

歴史的

期の公法制度・公法学に、

関心が持たれたのです。

た。

しかしながら戦後は当然のことではありません。なぜならば、

戦後の憲法・公法の体制は、

アメリカから直接

する「転轍機」の作用を有していた(「横割り型」社会としてのドイツ法知識社会)。このように、 の思想と交流すると同時に、 て、「法学」・「教授」が実務に対して強い影響力を持ち得ることとなった(「教授法」)。つまり、 実務への実用化を目指したのであって、ドイツにおいて、 時代の思想と法実務を媒介 「法学」は、 上山先生は、 K

イツ法学の学問としての力と実務への影響力を説明されます。(2)

ひとつのお仕事はきわめて具体的なものであり、また、ドイツ法の影響についても、例えば本日お越しくださって る石部雅亮先生が積み重ねてこられましたように、時代ごと、 私自身には、ドイツ法の影響力について一般的に考察し、判断する力はありません。そして、上山先生のひとつ 領域ごとに検討していくことによって、

二次大戦後のそれに焦点を絞って、考察したいと思います。 なっていくものでしょう。 近代化の初期状況について、日本とドイツは大変よく似ていました。ドイツでは、 したがって、私は、ここでは、ドイツ法の影響について、主に、公法学における特に第 法治主義が、 根本から新た

だけではなく、法治主義の政治的・文化的基礎やその可能性を問うということがなされ、公法学が大きく発展しま ということが行われました。そして、同じことが、一九二〇年代以降も続きました。民主制を追究したヴァイマル 況が似ていたことと、ドイツ公法学のレベルの高さゆえに、日本では、専らドイツにおける議論の展開と取 した。したがって、日本では、多くのドイツの憲法・公法制度が継受されただけにとどまりませんでした。 に築き上げられなくてはなりませんでした。そこで、ドイツでは、その時々の憲法問題を記述し、それに対処する 初期

このような理由から、第二次大戦前の日本においてドイツ公法に対する関心が高かったことは自然なことでし 63 (6-163) 1867 [2014.3]

演 講 におけるドイツ法・ドイツ法学への関心は、相対化されましたが、高いレベルで維持されたのです。これは、 大きな影響を受けたからです。公法学においても、一九五〇年代の終わりまでは、公法学に対するドイツからの影 それが貫徹されることはありませんでしたが、一定の期間、インパクトを持ちました。その結果、 明治憲法体制と結びつけ、そのものをネガティブに評価し、 そこからの訣別を志向する潮流もありました。 戦後日本 戦前

におけるように、当然のこととは言えません。つまり、公法学における日独交流は「意欲された」ものになったの

## 三 日独公法学交流の実際のあり方――二つの具体例から

5

に取り上げるにふさわしい事例は、法治主義研究の領域における交流です。阪大は、永らく、法治主義研究・研究 私自身が興味を持って参加しているものです。本日の会が大阪大学で行われているということなどからして、 に、ここでは戦後における二つの交流事例を観察したいと思います。二つの事例は、現在においても盛んであって、 では、 私たちは、 一体何故に日独公法学交流に対して大きな「意欲」を持つのでしょうか。それを考えるため

交流の拠点であり続けています。

律による授権は、 のボン基本法の下における法治主義においては、 ら、行政の自由と財産に対する介入についての法律の留保を意味しました。一九四七年の日本国憲法と一九四九年 法治主義については、 留保領域は拡大されました。それどころか、民主的法治主義への構造転換によって、 例外ではなくなり(「留保」という表記は、その例外性を示すものです)、むしろ原則となりまし 日独できわめて似通った概念・議論が妥当しています。立憲君主制下で、 人権の不可侵性と憲法裁判権が設けられました。法治行政に関し 行政の活動にとって法 法治主義は、

(阪大法学) 63 (6-164) 1868 [2014.3] 8

二つめの事例は、

ハンス・ケルゼン研究です。

これは、

私が、

学部学生の時代に、

私の恩師である阿部照哉

先

験したのです。

7

概念が同一であり、

議論が同様であるにもかかわらず、ここでは、

た。 テーマ化されるようになりました。 日本では 「授権原則説」 が唱えられ、 ドイツでは 「本質性理論」 が確立しました。 法律による規律

て、 の重点は、 それぞれ別々に考案 両国において異なっていたように思われます。すなわち、ドイツにおいて、「実質的法治国」という概 (erfinden) されました。概念は全く同じだったのですが、振り返ってみますと、そこで

両国の議論においては、「実質的法治国」という概念が重要な役割を果たしました。この概念は、

両国に

6

念は、 代の終わり頃から、 ル期に対する評価が変わり、 ナチスによる支配と、その前史たるヴァイマル期への反省から、実質的価値に定位していました。ヴァイ この概念が再検討されるようになりました。最近のドイツにおいて、 価値に定位した憲法裁判所の実務に対して批判がなされるようになると、一九七〇年 同概念は、主として法治

主義の実質的側面を意味するものとされています。

法治主義には、

形式的側面と実質的側面

0

両方が共にある、

概念を再検討する気運は全く大きくないように見られます。 るものです。 明治憲法から、 されるのです。 同概念は、 これに対し、日本において、「実質的法治国」という概念は、 不可侵の人権を保障し、 日本において、 憲法の発展段階を表しています。 違憲審査制を備えた日本国憲法への、実定憲法における構造 したがって、 第一義的に、 日本の公法学において、 立憲君主制 転換を表示す の憲法たる 同

験したのに対し、 見て取ることができるように思われます。つまり、日本の公法学は、日本国憲法と同時に、 ドイツの公法学は、すでにヴァイマル時代に立憲民主制を、そしてそのナチス支配への転落を経 初めて立憲民主制を経

はっきりと (阪大法学) 63 (6-165) 1869 [2014.3]

公法学の課題と文脈の相違を、

演 生の国法学の授業を一つのきっかけとして興味を持ち、今日に至るまで約三十年間取り組み続けているテーマです。

講 とはタブー化されていました。法実証主義の代表者であるケルゼンは、克服されたものとみなされ、法実証主義が 後ドイツ国法学のドグマーティックにとって無用のものでした。また、ケルゼンの国家概念批判、国家と法の同一 テーゼ)。そして、ケルゼンの価値相対主義の立場、イデオロギー批判の方法は、実体的な価値に定位していた戦 法律家のナチスに対する抵抗力を弱めたとして、ナチス支配への転落の責任まで負わされました(ラートブルフ・ 九八〇年代まで、ドイツにおいて、ケルゼンは、忘れられた存在である以上に、ケルゼンに触れ、 依拠するこ 1870 (2014.3)

すら持っていたのです。 しつつ、豊かな研究を発展させたイエッシュ、ルップ、アハターベルクのような研究者もいましたが、一九六〇年 一九七〇年代において、彼らは少数派にとどまりました。少なからぬ研究者が、ケルゼンに触れることに不安

これに対し、日本では、ドイツにおけるのとは異なり、ケルゼンは、一九八〇年代まで、特に憲法学におい

性の理論は、国家概念に定位していたドイツ国法学理論から、大きな反発を受けました。

めに不可欠のものだったのです。 に対するケルゼンの最も重要な影響は、彼のイデオロギー批判であり、それは日本の公法学の学問性を維持するた 主制論、 の厳密性は、公法学の重要な部分となっていたのです。ケルゼン国家学の具体内容も、根本規範論、法段階説、 の憲法学にとって、基本的骨格をなしていましたが、そこにはケルゼンの影響が見られます。ケルゼンの方法論上 常に重要でした。「憲法科学」と「憲法解釈」、「認識」と「価値判断」の厳格な区別は、一九八〇年代までの日本 議会制論、憲法裁判所論など、日本において少なからぬ影響がありました。しかしながら、日本の公法学 民

9

しかしながら、

一九九〇年代から、

状況は急転しました。ドイツにおいて、ケルゼンは、

ヴァイマル期の最も

確かに、ケルゼンを参照 (阪大法学) 63 (6-166) 先生、

高橋先生らの議論とそれが持った意味について、

批判的な検討を行う必要がありますが、ここでは、

時間

0

公法学における日独学術交流の意義 た。ケルゼンは、 法学の任務でなくてはならない」、とされ、「イデオロギー批判を越えて進まねばならない」、と言われます。(3) かなる制度がいかなる条件の下で理念通りに機能するか、 能な諸制度が存在するのか、 判的に検討して、 う視点が重要である、 そある。 成に向けて努力することにこそ「政治」の存在理由があり、 割り切」ることでは不十分であるとの立場から、 力のあった批判の一つに、佐藤幸治先生のそれがあります。すなわち、佐藤先生は、「規範は規範、 方法論的厳密性に基づいた実証主義的な学問のあり方が、 ルゼンが、いわば「再発見」されたのです。二〇〇七年には、約四〇巻にのぼるケルゼン全集の刊行が始まりまし 国家概念、 著名な四名の理論家 これに対し、日本では、一九九○年代以降、ドイツとは反対に、ケルゼンへの関心が後退しました。憲法学では 最も引用される理論家になりました。ケルゼンがその「国家学」の中で展開した個々のテーマ、 したがって、 議会主義、 現在の公法学の具体的諸課題と向き合い、克服する上で有用である、とみなされているのです。 制度が理念通りに機能していないことを指摘することも重要である。しかし、さらに進んで、 理念が制度化されていないことを暴露するだけではなく、 (「カルテット」とも称されることがありますが)、シュミット、 とされます。また、 国民主権について、 民主制、法秩序の段階構造、国家結合などにも、多くの国法学者が興味を示しています。 それら諸制度が理念といかなる適合関係をもつのかを提示するのも憲法学の課題でな 高橋和之先生も、 自律的人間の「生」を可能ならしめる「物語」(narrative) 生きた「人間」の日常生活に基盤をおきながら「良き社会」 不十分なものとして批判されるようになりました。 しないか、またどの程度において、 宮沢俊義先生、 日本国憲法はそうした「人間」と「政治」のためにこ 「理念を制度化するには、 樋口陽一先生のイデオロギー スメント、ヘラー、 を分析することも憲 現実は現実と 0) いかなる可 批判を批 共有とい

佐藤 (阪大法学) 63 (6-167) 1871 (2014.3)

演 関係で、それを遂行することができません。ただ、そこにおいて、「生」や「政治」が強調されていたことについ それがドイツのヴァイマル期における「旧派」を批判したシュミット、スメント、ヘラーらの「新派」

講 学が、実定憲法、 や制度が、必ずしも論者の思い描いたように機能、 たこと、また、そのような傾向を代表する論者が、実際の制度形成に深くコミットしたこと、さらには、「政治 文脈と内容を異にするとはいえ、表面上の並行性を観察することができます。そして、この時期の日本の憲法 日本国憲法を相当自由に読み込み、大胆に理論を展開し、その下における法政策の追求を志向し 展開しなかったことなどにも、ヴァイマル期の国家学を学んだ (阪大法学) 63 (6-168) 1872 (2014.3)

10 れているのは、ケルゼンに対する評価においてでしょう。ドイツにおいて、ケルゼンは、 このように、ケルゼン研究について、第二次大戦後の日独両国の公法学は、対照的です。それが最も如実に現 かつては、タブーでした

た。

おいては、イデオロギー批判だけではなく、ケルゼンが展開した個別の議論への論及も、

減少することとなりまし

日本に

者としては、興味を呼び起こされるところです。いずれにせよ、このような傾向が強まったこともあって、

ケルゼンへの関心はやや減少しています。また、ケルゼンに対する関心の重点も、 つ」発想の源泉です。これに対し、日本において、ケルゼンは、永らく学問性に対する重要な尺度でしたが、現在 が、今や、「新たな」定位点であり、公法のアクチュアルな諸問題についての研究を推し進めていく上で「役に立 両国において異なっています。

人類学的研究には向けられていません。それに対し、日本では、 むしろ、彼の方法論的考察に向けられています。もっとも、 個別のテーマについての研究業績も「膨大な」ものではありますが。このように、 日本におけるケルゼン研究は長い伝統を持ってい 関心は、 ケルゼンの取り組んだ個別のテーマより 両国において、 対照

ドイツにおいて、関心は、専らケルゼンの国家学における個々の規範的問題設定に向けられており、彼の社会学的

なっているのです。

12

日独学術交流を通じて、

思われます。 的な現象が見られることは、 ケルゼン研究にとどまらない、 公法学全体の状況についての相違を反映したものだと

兀 「具体化され、人によって担われる法学の普遍化」への努力としての日独法学交流

我々が公法学において日独交流に大きな「意欲」を持ってきた理由と、その将来への

上の関心や議論が似通っていたとしても、 見通しが明らかになるように思われます。 両国の公法学は、それぞれの経過を辿り、 日独交流は、もはや継受ではありません。概念が同一であったり、 独自のダイナミズムを持って 学問

11

これら二つの事例から、

るのです。

例えば、ドイツの「本質性理論」が、

日本の法治行政論に大きな影響を与えたとしても、

それはドイ

広い範囲で支持を得ていました。そこでは、 に対する有力な批判が展開されていました。 ツの学説がそのまま継受されたわけではありません。日本においては、 批判論は、立憲君主制から立憲民主制への構造転換の意義を強調し、 既に一九五〇年代の終わりに、 侵害留保説

議論の自然な帰結として受容されたのです。概念や体系の同一性や相似性は、(這) 覊束についても議論がなされていました。こういった基礎があったからこそ、「本質性理論」が、日本におい 法律による授権は行政の活動にとって原則であるとされ、 両国の公法学における共通の基盤と

文脈を反映しています。そして、同じことが、ドイツについても言えるのです。 を通じて省察可能になります。この日本の研究状況は、およそ日本の公法研究者の関心と課題、 けるケルゼン研究の在り方を経験することによって、日本のケルゼン研究は、客観化され、 両国の学問は、それぞれ、 自らの独自性をよりよく知ることになります。ドイツにお したがって、 相対化され、そのこと ケルゼン研究につい および、 (阪大法学) 63 (6-169) 1873 [2014.3]

演 対照的な違いにもかかわらず、 て日独学術交流を行えば、 両国のケルゼン研究と公法学の独自性が明らかにされることとなります。また、 日独のケルゼン研究の結果には、 多くの共通性も見出されます。それらは、 高い

講 ことになるのです。 然性でもって、一般的な性質を持っていると言えるでしょう。 日独交流は、 両国のケルゼン研究の普遍性を高める

13 て誇張ではないように思われます。自然科学と比較いたしますと、法学は実務拘束性・文脈拘束性をその特徴とし 学分野における日独交流を、「具体化され、人によって担われる法学の普遍化への努力」と呼んでも、それは決し って担われてきましたし、今後も人によって担われます。したがって、仮に私が、優れた人々によって担われる法 を通じて、自らをよりよく知り、我々の学問の普遍性を高めます。法学における具体的な交流は、具体的な人によ 公法学の日独交流は、 両国の研究者が共通基盤に基づいて行うコミュニケーションとなります。我々は、 交流

ます。しかしながら、法学は、同時に、それが学問である以上、普遍性に定位し、普遍的な説得力を持たなければ

とは、 と受け取ることが、 説得力があるとすれば、それは、我々の研究活動における努力が普遍化に向けて進んでいることを示すよい兆候 我々の研究結果が、学問における共通の基盤を分かち合いながら異なる文脈を持った尊敬に値する研究者に対して なりません。それをどのようにして具体的に追究するのかは、法学者にとって、最も困難な課題です。 いるドイツの法学研究者達に、日本の文脈を比較という方法で明らかにし、我々の研究結果を客観的に説明するこ 普遍性の追究、 ある程度ではありましょうが、 すなわち普遍化であると言い得るのではないでしょうか。また、ドイツの法学研究者にとっ 可能なように思われます。したがって、日本とは異なる文脈に

されている、

ということを意識することには、

少なからぬ意味があると考えます。

彼らの研究結果とその説得力が日本の法学研究者によって客観的に、そして、

方法論的緻密さを持って分析

(阪大法学) 63 (6-170) 1874 [2014.3]

普遍化という観点からも、

それは捉えられると思います。

16

二十年来、

外国法・外国法学の資料へのアクセスが、驚く程容易になっていきました。

省察の能力と用意があることなどがなければ、多くの知見を集めたとしても、それは単なる情報にとどまり、

そこ

す。 ことができるでしょう。そして、その担い手の範囲が拡大すれば、 拘束性への繊細な意識が共有されていれば、普遍化を追究する法学的コミュニケーションは、多くの担い手を得る 本やドイツの法学研究者が特権的地位を占めているわけでもありません。学問における共通の基盤が存在し、 できるでしょう。 14 法学分野における日独交流は、 しかしながら、この人的なサークルは決して閉じられたものではありませんし、そこにおいて日 法学の普遍化を追究する人々の学的コミュニケーションとして機能することが 法学の学問性はより高くなるだろうと思われ

脈につい 日お越しいただいている崔光濬 台湾の民事法については、 されるところです。 15 世界中を見れば、 て繊細な意識を持たれている方がおられます。近隣諸国の法学研究者との交流は、そもそも重要ですが 近隣諸国、特に韓国、 日独法学交流に比較し得る現象も見られ、 石部雅亮先生が鮮やかに明らかにされているところです。 (Tsche Kwang Jun) 台湾の法、法学は、日本法、ドイツ法の影響を重層的に受けています。 教授のように、 その広がりと深まりがアジア諸国においても期待 我々と共通の基盤を持ちつつ、ご自身の文 韓国、 台湾の法学者には、 1875 [2014.3]

さを持つこと、概念と体系を大切にしてそれらに注意を払うこと、歴史的な捉え方をすること、自己相対化 ・外国法学についての知見が増えることは、それだけでは多くのものをもたらしません。方法論と文脈へ しかしながら、 、の繊細 ・自己 外国 (阪大法学) 63 (6-171)

演 較法学」(Rechtsvergleichung nur als Argument)とでも称すべきあり方です。つまり、学問性に基づく学的交流 からしばしば性急な結論が引き出されるだけということになってしまうでしょう。それは、「論拠としてだけの比

を行わなければならないのであって、それによって、我々は、他を知り、自らをよりよく知ることができます。尊

講 交流、 する今回のジーボルト賞授与は、非常に畏れ多いものであり、私自身は今でもとまどっております。とは言え、そ 力を具体化し意識的にするためには、実際に交流、対話を行い、それをさらに発展させることが重要です。私に対 敬に値する研究者との対話によって、我々は、我々自身の学問のレベルを高めることができるのです。そのような 対話に定位することによって、我々の日常的な学的努力は、普遍化への努力となりましょう。そのような努

(1)上山安敏『法社会史』みすず書房(一九六六年)四二八頁

れは、交流、対話を促進するよう機能しなければなりませんし、その意義は、それに尽きると思います。

- (2) 上山・前掲注(1) 五~九頁、一三~一九頁
- 3) 高田敏 『法治国家観の展開 sungsstaat, Festschrift für Klaus Stern zum 80. Geburtstag, 2012, S. 221-228. 高田篤一生存権の省察. Takada, Universeller Anspruch grundrechtsgeprägter Rechtsstaatlichkeit, in: Der Grundrechtsgeprägte Verfas 況については、五五五頁以下、とくに、五五七~五五九頁、日独文脈の相違については、五六四~五六五頁。また、Bin をめぐって――」高田敏先生古稀記念論集『法治国家の展開と現代的構成』法律文化社(二〇〇六年) 法治主義の普遍化的近代化と現代化』有斐閣(二〇一三年)参照。最近のドイツの状 高田敏教授の
- 4) Horst Dreier, Rezeption und Rolle der Reinen Rechtslehre, 2001, S. 27 ff.; Oliver Lepsius, Hans Kelsen und die Pfad サンス』について――」文明と哲学四号(二〇一二年)七六~八〇頁 rechtslehre, 2013, S. 250 ff, 高田篤「戦後ドイツ公法学におけるケルゼン― abhängigkeit in der deutschen Staatsrechtslehre, in: Matthias Jestaedt (Hrsg.), Hans Kelsen und die deutsche Staats-―ケルゼンのタブー化と『ケルゼン・ルネッ

所収一七三頁

(阪大法学) 63 (6-172) 1876 (2014.3)

- ம) Atsushi Takada, Der Einfluss von Hans Kelsen auf die japanische Verfassungsrechtswissenschaft nach dem Zweiten panischen Rechts, 2007, S. 42 f. Weltkrieg, in: Wilhelm Brauneder/Kazuhiro Takii (Hrsg.), Die österreichischen Einflüsse auf die Modernisierung des ja
- (©) A. Takada (Fn. 5), S. 47 f.
- (7) Lepsius (Fn. 4), S. 254 f. (∞) Vgl. Ulrike Lembke, Weltrecht - Demokratie - Dogmatik —

- Kelsens Projekte und die Nachwuchswissenschaft, in:

Jestaedt (Fn. 4), S. 225

- (Φ) Matthias Jestaedt (Hrsg.), Hans Kelsen Werke, Bd. 1, 2007; Bd. 2 I, 2008; Bd. 2 II, 2008; Bd. 3, 2010; Bd. 5, 2011.
- 11 佐藤幸治『憲法[新版]』青林書院(一九八九年)二頁。

10

高田篤・前掲注(4)八三頁。

- 佐藤幸治「憲法学と私」法律時報二〇〇九年一〇月号(八一巻一一号=一〇一四号)五五頁。
- .13)高橋和之「『イデオロギー』批判を越えて――憲法学の課題についての覚え書き― 有斐閣(一九九四年)所収七~八頁。

同

『国民内閣制の理念と運用

14

delns"?, DOV 2002, S. 274 N. 20

(의) Atsushi Takada, Die "Verwaltungsreform" in Japan — Abkehr vom "System des informellen Verwaltungshan-

例えば、高田敏「行政行為の法適合性」公法研究一八号 (一九五八年)。

1877 (2014.3) (阪大法学) 63 (6-173)